

(その1)

収 支 報 告 書

- (ふりがな) りっけんみんしゅとうふくしまけんたいさんくそうしふ
- 1 政治団体の名称 立憲民主党福島県第3区総支部
- 〒 962-0832
- 2 主たる事務所の所在地 福島県須賀川市本町3-2
- 3 代表者の氏名 玄葉 光一郎
- 4 会計責任者の氏名 濱 秀夫
- 5 2020 年分

団体コード																				
前年繰越額																				0 円

事務担当者の氏名 濱 秀夫

電話番号 03-3508-7252

受	付	審	査	確	認
消	込	パン	チ	照	合



5553 ✓ ✓

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

(※) 資金管理団体の指定の期間

_____ 年 _____ 月 _____ 日 から

_____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※該当箇所に すること

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体

そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 玄葉 光一郎

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 2年 9月 25日 から

令和 2年 12月 31日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	10,000,000
(前年からの繰越額)-----	0
(本年の収入額) -----	10,000,000
支 出 総 額 -----	4,390,756
翌年への繰越額 -----	5,609,244

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附		
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	1,000,000	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア + イ)	1,000,000	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表					
項	目	金	額	備	考
1	経常経費				
(1)	人件費		2,303,067		
(2)	光熱水費		34,813		
(3)	備品・消耗品費		577,237		
(4)	事務所費		277,151		
	小計		3,192,268		
2	政治活動費				
(1)	組織活動費		132,093		
(2)	選挙関係費		0		
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		1,066,395		ア～エの計
	ア 機関紙誌の発行事業費		0		
	イ 宣伝事業費		1,066,395		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費		0		
	エ その他の事業費		0		
(4)	調査研究費		0		
(5)	寄附・交付金		0		
(6)	その他の経費		0		
	小計		1,198,488		
	合計		4,390,756		

(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14)

(2) 経常経費の内訳		項目別区分			備品・消耗品費 (備品費)		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
タイヤ代	42,000	2	10	28	オートショップ ながやま	福島県須賀川市小作田字宮下15-2	
この頁の小計	42,000	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。					
その他の支出							
合計	42,000						

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14)

(2) 経常経費の内訳		項目別区分			備品・消耗品費 (消耗品費)		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
燃料代	35,324	2	10	22	(有)丸六スタンド	福島県田村市船引町船引字中島6	
〃	19,317	2	10	26	(有)石井油店	福島県須賀川市和田道98-2	
〃	21,628	2	10	28	須賀川瓦斯株式会社	福島県須賀川市卸町44	
複合機カウンター料	37,260	2	10	23	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	
燃料代	55,484	2	11	25	(有)石井油店	前掲	
〃	29,489	2	11	26	須賀川瓦斯株式会社	前掲	
文具代	24,035	2	12	14	叶屋書店	福島県岩瀬郡鏡石町本町326	
茶菓子代	10,364	2	12	18	ローソンS 須賀川市民交流センター店	福島県須賀川市中町4-1	
燃料代	26,294	2	12	18	(有)石井油店	前掲	
茶菓子代	10,368	2	12	20	ローソン 須賀川陣場町店	福島県須賀川市陣場町41番地	
燃料代	46,416	2	12	21	(有)丸六スタンド	前掲	
〃	23,221	2	12	22	須賀川瓦斯株式会社	前掲	
複合機カウンター料	11,266	2	12	23	キャノンマーケティングジャパン(株)	前掲	
名刺代	40,040	2	12	23	デジプロ	東京都千代田区神田神保町2-2-12	
この頁の小計	390,506	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。					
その他の支出	116,231						
合計	506,737						

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14)

(2) 経常経費の内訳		項目別区分			事務所費（賃借料）		
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
事務所家賃	70,000	2	10	26	近藤 美栄子	福島県須賀川市本町3-2	
〃	70,000	2	11	25	〃	〃	
〃	70,000	2	12	18	〃	〃	
この頁の小計	210,000	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。					
その他の支出							
合計	210,000						

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費の内訳		項目別区分			事務所費（通信費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
電話代	10,857	2 10 15	NTTファイナンス(株)		東京都港区港南1-2-70	
〃	11,762	2 11 16	〃		〃	
葉書代	25,200	2 11 18	日本郵便株式会社		東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	47,819					
その他の支出	18,452					
合計	66,271					

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			組織活動費(会議費)			
支出の目的	金額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
会議会場使用料	10,978	2	12	3	ホテル虎屋	福島県須賀川市宮先町41		
〃	15,000	2	12	23	(株)こぶろ須賀川	福島県須賀川市中町17番地8		
この頁の小計	25,978	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。						
その他の支出	4,445	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。						
合計	30,423	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。						

(その15)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費（旅費交通費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	61,670				
合計	61,670				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費(会合費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	40,000				
合計	40,000				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分			宣伝事業費（広告費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ポスター用木材代	429,495	2 10 30	(株)保土原屋		福島県須賀川市大町106	
〃	194,700	2 11 5	(有)水啓木材		福島県白河市結城105番1	
ポスター印刷代	442,200	2 11 13	(株)クリエイト.K		福島県福島市渡利字絵馬平34-20	
この頁の小計	1,066,395					
その他の支出						
合計	1,066,395					

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 24 日

政治団体の名称 立憲民主党福島県第3区総支部

会計責任者の氏名 濱 秀夫



（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ**記載すること。）

代表者の氏名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 3 年 5 月 19 日

立憲民主党福島県第3区総支部

代表 玄葉 光一郎 殿

登録政治資金監査人

登録番号

研修修了年月日

安井直樹 印

第 5517 号

平成31年1月30日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党福島県第3区総支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、21世紀政文会の主たる事務所である、東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館819号室において行った。立憲民主党福島県第3区総支部の主たる事務所と異なる場所で実施した理由は、同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断したためである。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党福島県第3区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党福島県第3区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上